



# 市営住宅だより

2008年冬号



## 重要なお知らせです！

その1

### 部屋の名義を 引き継げる方が 限定されます

市営住宅へ入居する際には、名義人と市で入居契約を取り交わしていますが、名義人が変わる（転居・死亡）場合、その部屋の名義を引き継げる方が、本年4月から配偶者に限定されることとなります（ただし、高齢者世帯や障がい者世帯、生活保護世帯は除かれます）。

市民共有の財産である市営住宅を、より多くの方からご利用いただくためにもご理解くださいますようお願いいたします。

なお、名義人が転居・死亡しているのに、引継ぎの手続きをされていない方は、早急にご手続きをされますようお願いいたします。

問い合わせ：公共住宅管理係

TEL：025-226-2817

その2

### 収入が 市営住宅の入居基準を 超えている方へ

市営住宅へは、毎年1,000世帯以上の入居希望がありますが、年間200世帯程度しか入居できず、住宅に困っている方が多く待機している状態です。

このような中、世帯収入が市営住宅の入居基準額を超えているため、市から転居指導を受けても入居を続けている世帯があります。

市では、こうした入居資格がなくなった世帯の居住している状況を改善するため、平成20年度より当該世帯と転居相談を行ってまいります。

### 駐車場ご利用のみなさまへ

自動車保管場所使用承諾証明書の発行は、サービスセンターではできません。  
新潟市役所住環境政策課までお越しください。

なお、ご本人が窓口にご利用できない場合は、委任状が必要になります。事前にご連絡ください。

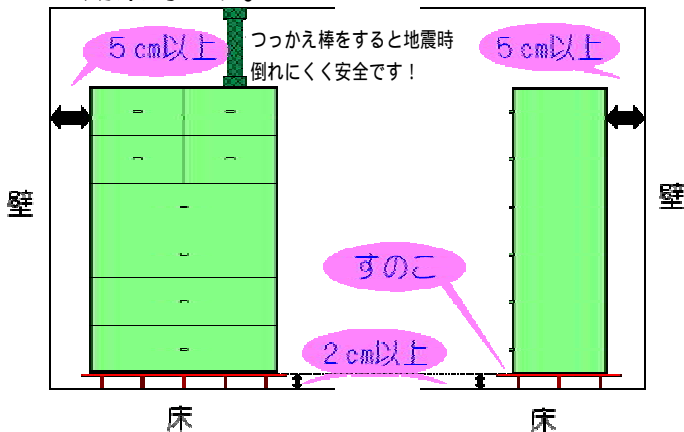
# 冬場は注意

## 結露対策

気温の低いこの季節，室内には結露が発生しやすくなります。閉めきった室内で長時間，石油ストーブ等を使用するとカビの原因となる結露が発生するだけでなく，酸欠などの事故が起こる場合もあります。部屋の通気を良くし，こまめに換気をおこなってください。

### 家具類を置く場合

壁から5 cm，床から2 cm以上隙間を空ける（家具類の底にすのこ等を敷く）と効果的です。



### 台所や浴室

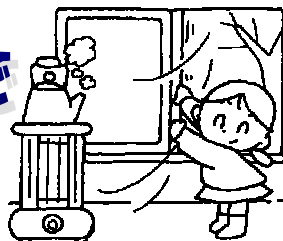
台所や浴室から発生する水蒸気は常に排気し，居室に余計な湿気が入り込まないように浴室の扉は常に閉めておく。

### 押入れ

押入れの中は空気の循環がなく，湿気がたまりやすいので，押入れの床（すのこを敷くなど）や壁は，物が直接触れないようにする。また，押入れの戸を少しあけておくのも効果があります。

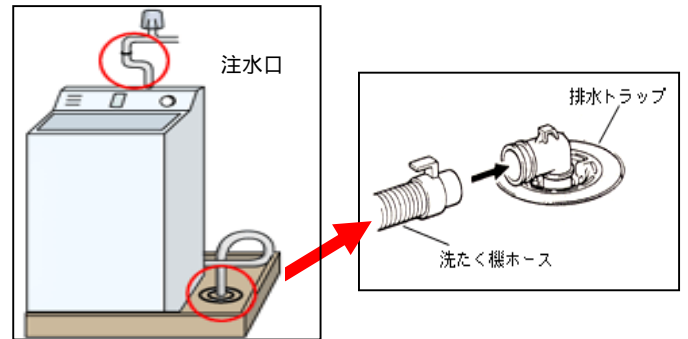


こまめに換気でカビ撃退！

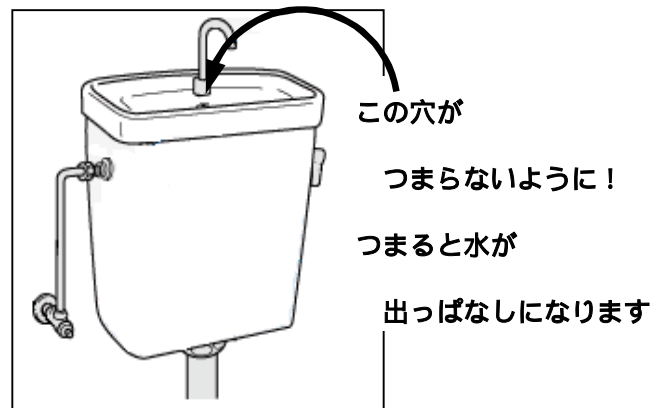


## 水漏れやつまりにご注意ください

洗濯機の注水口と水道の蛇口を結ぶ継ぎ手や，洗濯機の排水ホースと洗濯パンの継ぎ手がゆるんでいると水が吹き出すことがありますので，随時確認しましょう。



トイレのタンクのふたの上に芳香剤や洗剤を置く場合は，穴がつかまらないように注意しましょう。



食器などの油汚れはよくふき取ってから洗ってください。排水管が詰まる原因となります。



お問い合わせ

新潟市住環境政策課

TEL : 025 - 226 - 2817

FAX : 025 - 229 - 5190

E-mail:jukankyo@city.niigata.lg.jp